

実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（2023年2月8日公表）（以下「本公開草案」という。）

2. コメント募集期間

- ・ 2023年2月8日～2023年3月3日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（2023年3月31日公表）（以下「本実務対応報告」という。）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	一般社団法人 日本貿易会

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL2	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。
「コメントの概要」には、本公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問1（範囲に関する質問）		
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
質問2（会計処理に関する質問）		
（全体を支持するコメント）		
2) 提案内容に同意する。	同意するが、以下の点を要望する。 税効果会計の適用に関する特例的な取扱いを廃止する際には、基準の解釈や各社の開示に差異が生じないように十分なガイダンスの開発が必要であり、これらの開発が困難であれば当該特例的な取扱いを恒久的に適用することも検討すべきであると考え	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。 また、特例的な取扱いを廃止する際の取扱いに関するコメントは、本実務対応報告公表後におけるその適用の終了の検討に関するコメントであり、今後会計基準等の改正の要否を検討する上で参考としたい。
（その他のコメント）		
3) 「当面の間」の定義について	基本的に同意する。 ただし、「当面の間」についての定義を明確にし、「当面の間」にはグローバル・ミニマム課税制度が適用される 2024 年 4 月 1 日以後開始する対象会計年度は含まれないことを明示するべきである。	左記のコメントのただし書きにある「当面の間」の定義の明確化については、本公開草案第 14 項において、グローバル・ミニマム課税制度の具体的な内

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>容やグローバル・ミニマム課税制度の適用を前提として税効果会計を適用すべきかどうかは今後明らかになるまでの当面の取扱いであることを示しているため、追加の修正は行わない。</p>
<p>質問3（一律の適用とすべきか否かに関する質問）</p>		
<p>（全体を支持するコメント）</p>		
<p>4) 提案内容に同意する。</p>	<p>同意する。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>
<p>質問4（その他）</p>		
<p>（その他のコメント）</p>		
<p>5) 当期税金費用の見積りに関する指針について</p>	<p>グローバル・ミニマム課税制度の適用においては、税効果会計のみならず、当期税金費用の見積りに関する当面の取扱い、もしくは、見積りに関する具体的な指針を示していただきたい。</p>	<p>左記のコメントは、当期税金費用の見積りに関する指針についてのコメントであり、今後会計基準等の改正の要否を検討する上で参考としたい。</p>

以上